

## 中山間地域等直接支払交付金交付要綱

制 定 平成12年4月1日12構改B第392号  
最終改正 平成28年4月1日27農振第2214号  
農林水産事務次官依命通知

- 第1 農林水産大臣は、中山間地域等における耕作放棄の発生を防止し多面的機能を確保するため、中山間地域等直接支払交付金（以下「交付金」という。）の交付に要する経費に対し、予算の範囲内において都道府県に交付金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。
- 第2 第1に規定する経費及びこれに対する補助率等は、別表に掲げるとおりとする。
- 第3 適正化法第5条、適正化法施行令第3条及び規則第2条に規定する申請書の様式は、別記様式第1号のとおりとし、その提出部数は正副2通とする。
- 第4 規則第2条の規定による申請書の提出の時期は、毎年度当該都道府県の区域を管轄する地方農政局長（北海道にあつては農林水産大臣、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長（以下「沖縄総合事務局長」という。）。第9ただし書を除き、以下「地方農政局長」という。）が別に定める日までとする。
- 第5 地方農政局長は、第4の規定による交付金交付申請書の提出があつたときは、審査のうえ、交付決定を行い、交付金決定通知書を都道府県知事に送付するものとする。
- 第6 都道府県知事は、規則第3条第1号の規定に基づき地方農政局長の承認を受けようとする場合には、別記様式第2号による変更承認申請書正副2通を地方農政局長に提出しなければならない。
- 第7 規則第3条第1号イ及びロの農林水産大臣が定める軽微な変更は、別表の軽微な変更の欄に掲げるとおりとする。
- 第8 都道府県知事は、規則第3条第2号の規定に基づき地方農政局長の指示を求める場合には、交付金事業が予定の期間内に完了しない理由又は交付金事

業の遂行が困難となった理由及び交付金事業の遂行状況を記載した書類正副2通を地方農政局長に提出しなければならない。

第9 適正化法第12条の規定に基づく報告は、交付金の交付のあった年度の12月31日現在において別記様式第3号により遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月31日までに地方農政局長に提出しなければならない。

ただし、地方農政局長（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）が別に定める概算払請求書をもって代えることができるものとする。

第10 規則第6条第1項に規定する実績報告書の様式は、別記様式第4号のとおりとする。

第11 地方農政局長は、規則第6条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る交付金事業の実施結果が交付金の交付の決定の内容（第6に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、都道府県知事に通知する。

2 地方農政局長は、都道府県知事に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずる。

3 前項の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内（ただし、当該交付金の返還のための予算措置につき議会の承認を必要とする場合で、かつ、本文の期限により難しい場合には、交付金の額の確定の通知の日から90日以内で地方農政局長が定める日以内とすることができる。）とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

第12 地方農政局長は、次に掲げる場合には、第5の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 都道府県知事が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく地方農政局長の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 都道府県知事が、交付金を交付金事業以外の用途に使用した場合

(3) 都道府県知事が、交付金事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、交付金事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 地方農政局長は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 地方農政局長は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項に基づく交付金の返還及び前項の加算金の納付については、前条第3項の規定を準用する。

第13 規則3条第4号に規定する帳簿及び証拠書類又は証拠物は、交付金の交付が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておかなければならない。

第14 補助事業者は、当該交付金に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする別記様式第5号による交付金調書を作成しておかなければならない。

第15 交付決定額の下限は、次のとおりとする。  
一 都道府県当たり9,500万円とする。ただし、地方農政局長が特に必要と認めるものについては、この限りではない。

第16 補助事業者は間接補助事業者に交付金を交付するときは、本要綱第6から第14までの規定に準ずる条件を付さなければならない。

#### 附則

- 1 この改正は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正前の本要綱の規定により交付された中山間地域等直接支払交付金及び中山間地域等直接支払推進交付金については、なお従前の例による。

別 表（第 2 及び第 7 関係）

事 業	経 費 の 内 容	補 助 率 等
中山間地域等 直接支払交付金	中山間地域等直接支払交付金実施要領 （平成12年4月1日付け12構改B第38号農林 水産事務次官依命通知）第10により市町 村が集落協定及び個別協定に基づいて交付 金を交付するのに要する経費	定 額

軽 微 な 変 更	
経 費 の 配 分 の 変 更	事 業 内 容 の 変 更
次に掲げる変更以外の変更	次に掲げる変更以外の変更
	交付金の30%を超える変更

別記様式第1号（第3関係）

平成 年度中山間地域等直接支払交付金交付申請書

番 号  
年 月 日

地方農政局長（北海道にあつては  
農林水産大臣、沖縄県にあつては 殿  
内閣府沖縄総合事務局長）

都道府県知事 氏 名 印

平成 年度において下記のとおり事業を実施したいので、中山間地域等直接支払交付金  
交付要綱第3に基づき、金 円の交付を申請する。

記

1. 事業の目的

2. 事業計画及びその内容

中山間地域等直接支払交付金交付計画（実績）

（単位：円）

区 分	交付額	前年度交付額		
		うち国費	うち国費	うち国費
田				
畑				
草地				
採草放牧地				
計				

注：集落協定及び個別協定に基づく交付額を記載する。

## 3. 経費の配分

(単位：円)

区 分	交付金事業 に要する経費	負 担 区 分		
		交付金	都道府県費	市町村費
中山間地域等直接支払 交付金				

## 4. 事業完了（予定）年月日

## 5. 収支予算（精算）

## (1) 収入の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減額		備 考
			増	減	
中山間地域等直接支払 交付金					

## (2) 支出の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減額		備 考
			増	減	
中山間地域等直接支払 交付金					

## 6. 添付書類 都道府県の補助金交付規程又は要綱

別記様式第2号（第6関係）

（1. 規則第3条第1号イ及びロの規定に基づき承認を受けようとする場合）

平成 年度中山間地域等直接支払交付金変更承認申請書

番 号  
年 月 日

地方農政局長（北海道にあつては  
農林水産大臣、沖縄県にあつては 殿  
内閣府沖縄総合事務局長）

都道府県知事 氏 名 印

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあつた中山間地域等直接  
支払交付金について、下記のとおり計画を変更し〔金 円の追加交付（減額承  
認）を受け〕たいので、中山間地域等直接支払交付金交付要綱第6の規定に基づき承認さ  
れたく申請する。

なお、その他については、申請書記載のとおりとする。

注：金額の変更のない場合は〔 〕の部分を除くこと。

記

記載事項については、別記様式第1号の記に準ずる。

注：交付金交付の決定に係る内容及び経費の配分並びに変更後の内容及び経費の配分を  
容易に比較対照できるように作成するものとし、事業計画及びその内容、経費の配  
分及び収支予算は変更に係る部分についてのみ変更前を括弧書きで記載すること。

( 2 . 規則第 3 条第 1 号ハの規定に基づき承認を受けようとする場合)

平成 年度中山間地域等直接支払交付金変更承認申請書

番 号  
年 月 日

地方農政局長（北海道にあつては  
農林水産大臣、沖縄県にあつては 殿  
内閣府沖縄総合事務局長）

都道府県知事 氏 名 印

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあつた中山間地域等直接支払交付金について、下記のとおり中止（廃止）したいので、中山間地域等直接支払交付金交付要綱第 6 の規定に基づき承認されたく申請する。

記

- 1 . 中止（廃止）の理由
- 2 . 中止（廃止）に伴う経費の配分の内容

別記様式第3号（第9関係）

平成 年度中山間地域等直接支払交付金遂行状況報告書

番 号  
年 月 日

地方農政局長（北海道にあつては  
農林水産大臣、沖縄県にあつては 殿  
内閣府沖縄総合事務局長）

都道府県知事 氏 名 印

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあつた中山間地域等直接支払交付金について、中山間地域等直接支払交付金交付要綱第9の規定に基づき、下記のとおり交付金事業の遂行状況を報告する。

記

区 分	計 画 A	出 来 高 B	進 捗 度 B / A	備 考
	円	円	%	

注： 区分欄には、別記様式第1号の記の様式の「3. 経費の配分」に記載された事項について記載すること。

別記様式第4号（第10関係）

平成 年度中山間地域等直接支払交付金実績報告書

番 号  
年 月 日

地方農政局長（北海道にあっては  
農林水産大臣、沖縄県にあっては 殿  
内閣府沖縄総合事務局長）

都道府県知事 氏 名 印

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知（及び平成 年  
月 日付け 第 号で変更通知）のあった交付金事業について、下記のとおり実  
施したので、中山間地域等直接支払交付金交付要綱第10の規定により、その実績を報告  
する。

記

- （注）1 記の記載事項は、交付申請書様式の記の記載要領に準ずる。  
2 なお、記の5（2）の備考欄に、市町村への交付金の交付を完了した年月日  
をそれぞれ記載すること。  
3 添付書類については事業費の根拠となる支出経費等ごとの内訳を記載した資  
料、帳簿の写し又は補助金調書の写しのいずれかを添付すること。  
また、このほか、交付金交付申請書又は変更承認申請書に添付したものから  
変更があったものについては、必要書類を添付すること。

別記様式第5号（第14関係）

平成〇〇年度  
農林水産省所管

中山間地域等直接支払交付金調書

国			地方公共団体名										備考
交付事業名	交付決定額	補助率	歳入			歳出							
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫補助金相当額	支出済額	うち国庫補助金相当額	翌年度繰越額	うち国庫補助金相当額	
〇〇事業	円			円	円		円	円	円	円	円	円	
〇〇費													
〇〇費													
その他													

記載要領

- 「交付事業名」欄には、交付事業の名称のほか、当該交付事業に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、交付条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
- 「科目」欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「交付事業名」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあつては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 交付事業等に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該交付事業等に係る交付金等についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫交付金額を内書（ ）すること。